#### 西原町男女共同参画推進条例 (仮称)について語り合おう

# 共同参画町民ミーティング」のお知らせ

西原町では、西原町男女共同参画推進条例要綱案についてさわふじ懇話会に諮問中であり、現在パブリッ クコメントを実施しているところです。さらに、広く町民とともに同条例要綱案について意見を交わし、 より町民生活に密着した条例になるよう、それぞれの責務について考える契機とするために西原町男女共 同参画町民ミーティングを開催します。

日 時: 11月7日(月) 午後6時30分受付 午後7時開始

場 所: 西原町中央公民館ホール

対 象: 男女共同参画に関心のある方

(特に事業者・教育関係者の方の参加をお待ちしています。)

入 場: 無料

#### **くプログラム>**

19:00 基調講演 「家庭・学校・職場・地域で取り組む男女共同参画」

西原町さわふじ懇話会会長 大城貴代子氏

19:45 西原町男女共同参画推進条例要綱案についての説明

20:00 質疑応答 フリートーク

21:00 閉会の挨拶

西原町さわふじ懇話会副会長 矢野恵美 氏

<主催>西原町・西原町さわふじ懇話会<協力>西原町女性団体連絡協議会

\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

お問い合わせ 総務部企画財政課 男女共同参画係 **5** 945-5340

## あなたの大切な人の心は大丈夫ですか うつ病講演会のご案内

### ~うつ病を知ろう~

うつ病は一生の内に15人に1人がかかるといわれており、誰もがかかる可能性のある 一般的な病気です。うつ病を放っておいたり、無理を重ねたりすると症状が進み、深刻 な状態になります。多くの場合は治療により症状が改善しますが、実際に医療機関に受 診する人は少ないものです。西原町ではこのようなうつ病の現状や症状について、みな 💌 🖜 🔹 さんに広く知ってもらい、自分自身で適切な対処ができることを目指して講演会を開催 します。

自分自身のため、家族のため、身近な人のために、ぜひ講演会にお越しください。

日 時:11月14日(月)19:00~20:30

場 所:西原町中央公民館

講 師:井上幸代 氏

(沖縄県立南部医療センター・子ども医療センター精神科医長)

入 場:無料

お問い合わせ:福祉部介護支援課 障害支援係 **2** 945-5013



# 移動編集局「西原ウイーク」

西原町では、琉球新報社のタイアップで11月7日(月)から11月13日(日)までの1週間を「西原ウイーク」と銘打ち 町の特色を生かした地域づくリフォーラムや報道写真展などを通じて、町内外へ西原町の魅力をPR。また町民向けのイベン トを展開し、地域活性化を図ります。

- ・開催期間 11月7日(月)~11月13日(日)
- · 主 催 西原町、琉球新報社

#### 地域づくりフォーラム

上間明町長による基調講演(行政報告)や商工、市民団体の代表らを招いたパネルディスカッションを実施。西原町の「平和」 「共生」「躍動」といった理念を踏まえつつ、地域経済の振興、安らぎのある生活環境づくりに向けた方策を考えるなど、町の「今」 をとらえ、将来を展望します。

#### **<タイトル>**

## 「協働のまちづくり…人、歴史、知恵 西原のあすを開く」

日 時 11月8日(火)14:00~16:30

場所西原町中央公民館ホール

・基調講演

西原町のまちづくりに関する行政施策などを講演します。 講 師:西原町長 上間明

・パネルディスカッション:さまざまな立場でまちづくりに関わっている方をパネリストに迎え、西原町の魅力や今後 のまちづくりに展望などを議論します。パネリスト:上間明・盛島董純(ニシバル歴史の会会長)・小波津勇(西原町 商工会長)・新田繁睦(まちづくり町民会議メンバー・お父Ring沖縄共同代表)・喜屋武ひろみ(西原南小学校読 み聞かせサークルパステルサークル長)

#### 報道写真展 (入場無料)

日 時 11月7日(月)~11月11日(金)9:00~17:00

場 所 西原町役場玄関ロビー

#### 「3Dワールド」上映会 (入場無料)

日 時 11月13日(日) 10:30, 13:00, 14:30, 16:00

場所西原町立図書館集会室

問合せ 琉球新報社販売局 TEL 865 - 5015

### その他、関連企画を開催

おでかけりゅうPON!

町内の小学校で現役の新聞記者が先生になって、新聞の仕組みなどを教えます。

#### 琉球ゴールデンキングス・バスケットボール教室

キングスの選手、コーチらが町内子どもたちに向けてバスケット教室を開催。

お問い合わせ 総務部企画財政課広報係 🕿 945-5340



# シリーズ2

『まちづくり基本条例ってなに!?なぜ必要!?』

#### 地域のことは地域で考えま しょう

町民一人ひとりががまちづくりに参 加するために、自分たちのことを自 分たちで決めて、実行することが大 切です。そのための基本的な考え <u>方やルール</u>が必要です。

#### 人口はほぼ構ばいになります がお年寄りは増えていきます

少ない人口で社会を支えなければ ならない少子・高齢化社会では、い ろんな人や団体が元気に活動する ことが求められます。そのための基 本的な考え方やルールが必要です

#### 新たなまちづくりの指針が 必要です

現在、まちづくりの指針としている 「西原町第3次総合計画」が平成23 年度で終了するため、新たなまち <u>づくりの指針</u>を定める必要がありま

> **(** まちづくりを考えるとき、 ひとつのチームとして力を発揮す るための基本的なルールを定めた

ものなんだね!

ここでいうまちづくりの基本的な考え方やルール、新しい指針が

町民、議会、行政などまちづくりに関わるすべてのものが、どんな役割を担い、 どんな方法でまちづくりを進めていくのかを定めた条例です。

来月は、『みんなはなにをするの?なにができるの?』について解説していきます。

「まちづくり基本条例」に関するお問い合わせ:総務部企画財政課 Tel945-4533